復興庁令・省令

○復興庁、経済産業省、農林水産省、環境省　令第一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）及び電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十六号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁、経済産業省、農林水産省、環境省令第一号。以下「協議等命令」という。）の一部を次のように改正する。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　福島県知事は、法第六十九条第二項第五号の規定により通知をしようとするときは、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、前項の規定に基づき通知書を提出しなければならない。

一　発電事業の用に供する発電用の電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）の出力を十万キロワット以上減少する変更　当該変更を行う日の九月前の日

二　前号に掲げる変更以外の変更　当該変更を行う日の十日前の日

附　則

1　この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

2　この命令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行われる発電用の電気工作物（改正法の施行の日以後にあっては、同法第六条の規定による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物）の出力を十万キロワット以上減少する変更についての協議等命令第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

省　令

○財務省令第五十三号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十二㈣の表中

「当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額」	を

「当期中に独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額」に改める。

附　則

1　この省令は、令和四年十一月十四日から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。）に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○文部科学省令第三十七号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに同法第四条第二項及び同項第三号、第三項各号並びに第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第二項第二号ハ及び第四号、第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第六項、第八条第一項並びに第九条の規定に基づき、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年十一月十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則

（国際卓越研究大学の認定の申請）

第一条　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の規定により同条第一項の認定（以下「認定」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　法第四条第二項第三号の文部科学省令で定める事項は、認定を受けようとする大学の設置者を代表し、その業務を総理する者（次条第五項第一号及び別記様式第一号において「法人代表者」という。）の氏名とする。

（国際卓越研究大学の認定の基準）

第二条　法第四条第三項第一号の文部科学省令で定める実績は、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（以下この項において単に「論文」という。）であって、その著者が当該論文の公表（論文が掲載された学術雑誌が出版されること又はインターネット上で公開されることをいう。以下この項において同じ。）の時において申請大学（法第四条第一項の申請に係る大学をいう。以下同じ。）に属する研究者等（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）